

事業主なら知っておきたい！

# 同一労働同一賃金



パート・有期法イ  
メージキャラクター  
「バゆうちゃん」

# & 賃金引上げ助成金 セミナー

令和5年3月15日～5月31日は非正規雇用労働者に賃金引上げに向けた「同一労働同一賃金」取組強化期間です。助成金を活用しながら賃金引上げについて考えてみませんか。



## 参加 無料

## 日時

## 5月26日(金)

### 14:00 - 15:30

対象

事業主の方、人事労務担当者等

定員

500名（先着順）

開催方法

オンライン（Zoomウェビナーを使用）

〈プログラム〉

- |   |                                      |     |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 同一労働同一賃金について<br>（岡山働き方改革推進支援センター担当者） | 30分 |
| 2 | 業務改善助成金について<br>（岡山働き方改革推進支援センター担当者）  | 30分 |
| 3 | キャリアアップ助成金について<br>（岡山労働局担当者）         | 30分 |

CHECK!



裏面および岡山労働局ホームページ「同一労働同一賃金&賃金引上げ助成金セミナーを開催します！」のページをご確認の上、お申し込みください。

主催



岡山労働局

岡山働き方改革推進支援センター

## ご参加にあたって

- Web会議システム「Zoom」を使用します。ご利用にあたってZoomアプリのインストールなど事前に準備していただく必要があります。
- 指定されたアドレスにZoomの参加URLを送付します。
- セミナー受講後は、アンケートにご協力ください。
- 開始時間の5分前にはスタンバイしてください。
- セミナー受講は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。
- 申込者以外への視聴URLの転送・共有はご遠慮ください。



## お申込み方法

- 下記URLまたはQRコードよりお申込みください。  
※岡山労働局HPトップページの「新着情報」または「イベント情報」>「同一労働同一賃金&賃金引上げ助成金セミナーを開催します!」からもアクセスできます。  
URL [https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage\\_00976.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00976.html)  
オンラインでの申込みが難しい場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。
- お申込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
- 申込みの締切は**5月23日(火)17時**とします。
- 説明会当日に使用する資料は、開催前日までに上記岡山労働局ホームページ「同一労働同一賃金&賃金引上げ助成金セミナーを開催します!」のページに掲載しますので、適宜、ダウンロードして印刷するなど、参加に向けた準備をお願いします。
- 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。



## お問い合わせ先

お問合せ受付 9:00-17:00 (土・日・祝日を除く)

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-8556 岡山市北区厚生町3丁目1-15 岡山商工会議所8階

TEL 0120-947-188

FAX 086-223-5733

E-mail [okayama@task-work.com](mailto:okayama@task-work.com)

専門家による無料出張相談も可能です!

## 同一労働同一賃金について

### ▶セミナーの内容◀

同一企業におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

法律	改正内容	施行日
パートタイム・有期雇用労働法	同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。	大企業：2020年4月1日 中小企業：2021年4月1日
労働者派遣法	派遣労働者について、派遣先に雇用される通常の労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備。	2020年4月1日

## 助成金について

助成金の種類	内容
業務改善助成金	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する制度。